

埋蔵文化財発掘届出書の提出について

対 象 者	届出者（建築主、開発者）
対象事業	周知の埋蔵文化財包蔵地において建築・造成その他の土木工事を行おうとするとき
提出期限	工事に着手しようとする日の 60 日前まで に提出してください
記載要領	別紙記載例のとおり
提出書類	<p>○埋蔵文化財発掘届出書（2部）<u>（A4サイズの片面印刷で提出してください）</u></p> <p>○図面書類（2部）<u>（A4サイズで提出してください）</u></p> <p>①位置を示す地図（付近見取図・位置図・案内図など）</p> <p>②工事の範囲と深さを示す図面</p> <ul style="list-style-type: none"> ●建物・道路・ガス管・上下水道等の配置がわかる図面など（工事平面図など） ●基礎、堀削の深さ、ガス管・上下水道の深さがわかる図面、土盛等がわかる図面など（工事断面図・矩形図など） <p>③設計図</p> <ul style="list-style-type: none"> ●建物配置図・建築平面図・建築立面図など <p>④表層改良、柱状改良、鋼管杭の設置工事などがある場合は、改良工法の確認ができる図面など（地盤改良図など）</p> <p>⑤解体工事の際は、現況測量図・解体する建物の写真</p> <p>○土地所有者（地権者）の承諾書（2部）</p> <p style="text-align: center;">（<u>届出者と土地所有者（地権者）が異なる場合に必要となります</u>）</p> <p style="text-align: center;">※売買契約書がある場合はその写しでも可</p> <p>○届出者の委任状（1部）</p> <p style="text-align: center;">（<u>届出者以外の方が窓口へ提出をする場合に必要となります</u>）</p>
手 数 料	無料
提出方法	受付窓口にご提出ください。※窓口での審査がございます。
受付窓口	<p>東久留米市郷土資料室 電話：042-472-0051</p> <p>（東久留米市滝山4-3-14わくわく健康プラザ2階）</p> <p>※ 受 付 日 ： 平日（祝日および年末年始を除く）</p> <p>受付時間 ： 8:30 ～ 17:00（12:00～13:00を除く）</p>
その他	<p>事前に郷土資料室の窓口または埋蔵文化財包蔵地照会フォームにて、工事予定地が包蔵地に該当するかをご確認ください。</p> <p>埋蔵文化財包蔵地照会フォーム：https://logoform.jp/form/985h/64967</p>

提出する年月日を記入

第 号
年 月 日

東京都教育委員会教育長 様

届出者（建築主、開発者）の住所・氏名を記入。
個人の場合、住所・氏名・認印
法人の場合は、法人名および代表者名・役職・代表者印（私印不可）

〒 203-0053

住 所 東京都東久留米市本町〇-〇-〇
氏名等 株式会社〇〇 代表取締役〇〇 印

埋蔵文化財発掘の【届出】通知 について

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のための発掘を実施したいので、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）（第 93 条第 1 項・第 94 条第 1 項）、同第 184 条第 1 項及び文化財保護法施行令（昭和 50 年政令第 267 号）第 5 条〔第 1 項・第 2 項〕の規定により、下記の事項について、関係書類を添付し、別記のとおり【届出】通知します。

記

- 1 土木工事等をしようとする土地の所在及び地番
- 2 土木工事等をしようとする土地の面積
- 3 土木工事等をしようとする土地の所有者の氏名又は名称及び住所
- 4 土木工事等をしようとする土地に係わる遺跡の種類、員数及び名称並びに現状
- 5 当該土木工事の目的、計画及び方法の概要
- 6 当該土木工事の主体となる者（当該土木事業等が請負契約等によりなされるときは、契約の両当事者）の氏名及び住所（法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）
- 7 当該土木事業等の施行担当責任者の氏名及び住所
- 8 当該土木事業等の着手の予定時期
- 9 当該土木事業等の終了の予定時期
- 10 その他参考となるべき事項

添付資料

土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図並びに当該土木事業等の概要を示す書類及び図面

別 記

法第 93 条第 1 項・法第 94 条第 1 項

(○で囲むこと)

1 所在地	東京都東久留米市〇〇町 1-2-3			住居表示で記載。ただし、畑など住居表示がない場合は、地番で記載。
2 面積	1,000	m ²		
3 土地所有者	住所： 東京都東久留米市滝山〇-〇 氏名： 東久留米 太郎			
4 遺跡の種類	散布地(包蔵地) 集落跡 貝塚 都城跡 官衛跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴墓 その他の墓 生産遺跡 屋敷 その他の遺跡()			
遺跡の名称	(遺跡番号)			員数 1
遺跡の現状	宅地	水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他()	4 遺跡の種類・名称(遺跡番号・員数)・時代については記入不要。	
遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世			
○で囲む	道路 鉄道 空港 河川 港湾 ダム 学校建設 集合住宅 個人住宅 分譲住宅 工場 店舗 個人住宅兼工場又は店舗 その他建物()			
5 工事の目的	宅地造成 土地区画整理 公園造成 ゴルフ場 観光開発 ガス・水道・電気等 農業基盤整備事業(農道等含む) その他農業関連事業 土砂採取 その他開発()			
6 工事主体者	住所： 東京都東久留米市本町〇-〇-〇 氏名等： 株式会社 ○○○ 代表取締役 ○○○			通常、届出者(建築主、開発者)
7 施行責任者	住所： 東京都千代田区 氏名等： 株式会社 △△	・届出者(建築主、開発者)から依頼を受けて工事を行う 施工責任者 ・施工者が決まっていない場合は、「未定」と記入		
8 着手予定時期	2021年 1月 28日	9 終了予定時期	2021年 3月 5日	
10 参考事項	記入しない	申請期限は予定日から 60 日前まで であることにご注意ください		
指導事項	発掘調査 立会調査 慎重工事 試掘・確認調査 その他			記入しない

(注意事項) ①太線内は届出者が記入。②指導事項欄は都教育委員会で記入。③遺跡の種類・現状・時代及び調査の目的欄は、該当項目を○で囲み、該当事項のない場合は()内に記入。

届出者（建築主、開発者）と土地所有者（地権者）が、異なる場合に必要です。

記入日 → 第 年 月 日 号

東京都教育委員会教育長 殿

土地所有者が個人の場合、氏名・認印
法人の場合、法人名および役職・代表者名・
代表者印（私印不可）

（土地所有者）
〒203-0033
住 所 東京都東久留米市滝山0-0
氏 名 東久留米 太郎 印

承 諾 書

私が所有する下記所在地における事業については、表記届出者が行う事業の実施及び文化財保護法に基づく届出を承知しております。

記

東久留米市 ○○町1-2-3 所在遺跡

「埋蔵文化財発掘の届出」の「別記」1（所在地）と同じ住所を記入

届出者（建築主、開発者）以外の方が、窓口へ提出する場合に必要となります。

記入日

年 月 日

東久留米市教育委員会 殿

届出者が個人の場合、氏名・認印
法人の場合、法人名および
役職・代表者名・代表者印（私印不可）

（届出者）

〒203-0053

住 所 東京都東久留米市本町〇-〇-〇

氏 名 株式会社〇〇代表取締役〇〇 印

委 任 状

下記所在地における文化財保護法に基づく届出については

株式会社△△△ 〇〇部〇〇課 〇〇 〇〇

に委任します。

窓口で手続きをされる方の
会社名、所属、氏名を記入

記

東久留米市 〇〇町1-2-3 所在遺跡

「埋蔵文化財発掘の届出」の「別記」1（所在地）と同じ住所を記入